

路上に看板や日よけを設置するには 道路占用許可が必要です。

看板や日よけなどを道路上（上空も含みます）に設置することを「道路の占用」といい、設置には、その道路を管理している国、県又は市町村の許可が必要となります。許可を受けていらない方は、最寄りの土木事務所にご相談ください。

○道路の占用の許可について

看板、日よけの許可基準

許可を受けるためには、一定の基準に適合する必要があります。なお、この基準に適合しても落下、破損などの危険のある物や他の法令に違反するものなどは許可できませんのでご注意ください。

道路路面から看板等の下端までの高さ	歩道上に設置する場合	2. 5m以上
	車道上に設置する場合	4. 7m以上
道路境界から道路上へのはみ出し幅	1m未満	
看板、日よけ等の用途	道路に面した事務所や店舗に設置された自己用のものであること	
この基準は、歩行者や車両が安心して通行できるようにするため定められたものです。		

この他の物件についての詳しいことは、土木事務所へご相談ください。

許可を受けた後の注意事項

① 占用料

道路を占有する場合は、占用料を納付しなければなりません。占用料は、許可をした土木事務所が発行する納付書で、納付書に記載された最寄りの金融機関で払い込んでください。なお、占用料の額は、看板の大きさ等によって異なります。

② 許可の更新

道路は、許可書に記載された期間内（通常5年以内）に限って占有できます。期限経過後も、引き続き道路の占有をしたいときは、占有許可期間が満了する1月前までに、改めて道路の占有許可の申請をしてください。

許可を受けられない物件

○個人的または営利目的で道路の車道や歩道に設ける物件は、許可を受けられません。例えば、次のような物件が許可を受けられない物件にあたります。

- 置看板
- 商品置場
- シャッターボックス
- 家屋
- 自動販売機
- 自転車やバイク・自動車の車庫
- のぼり旗や横断幕
- クーラー室外機

○この他、基準に合わない物件も、許可を受けられません。

相談・申請窓口

道路の占用の許可については、県が管理している道路（県管理の国道や県道）の場合は、許可を受けようとする場所を管轄する県の土木事務所で申請を受け付けます。

各土木事務所の相談窓口

事務所名	担当部署	所在地	連絡先
岐阜土木事務所	施設管理課	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 ふれあい福寿会館第 1 棟 8 階	TEL:058-214-9602 FAX:058-278-0052
大垣土木事務所	施設管理課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内	TEL:0584-73-1111 FAX:0584-82-4960
揖斐土木事務所	施設管理課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	TEL:0585-23-1111 FAX:0585-23-1105
美濃土木事務所	施設管理課	〒501-3756 美濃市生楯 1612-2 中濃総合庁舎内	TEL:0575-33-4011 FAX:0575-33-4901
郡上土木事務所	施設管理課	〒501-4292 郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎内	TEL:0575-67-1111 FAX:0575-65-4966
可茂土木事務所	施設管理課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内	TEL:0574-25-3111 FAX:0574-25-0355
多治見土木事務所	施設管理課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	TEL:0572-23-1111 FAX:0572-25-7224
恵那土木事務所	施設管理課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎内	TEL:0573-26-1111 FAX:0573-26-0417
下呂土木事務所	施設管理課	〒509-2592 下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎内	TEL:0576-52-3111 FAX:0576-52-1948
高山土木事務所	施設管理課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	TEL:0577-33-1111 FAX:0577-33-1086
古川土木事務所	施設管理課	〒509-4263 飛騨市古川町上野 617-1	TEL:0577-73-2911 FAX:0577-73-3346